

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 3 回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会
議事録

開 催 日 時	令和 7 年 10 月 21 日（火） 9 時 25 分～12 時 45 分			
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室			
出 席 状 況	公益代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	労働者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	使用者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	事務局	3 人		
出 席 者	公益代表委員	佐野洋史	堀田直美	松田有加
	労働者代表委員	旭 光輝	相澤三千代	濱崎 浩
	使用者代表委員	池田 健	有森淳三	中村 淳
	事務局	青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官		
主 要 議 題	・ 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議 事 録	別紙のとおり			

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第3回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、佐野部会長にお願いします。

○佐野部会長

おはようございます。

最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう皆様、ご協力、よろしくをお願いします。

それでは、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、使用者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○使用者代表委員

15 分いただきます。

○佐野部会長

では、9 時 45 分から使用者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、労働者側委員は 4 階のあっせん室、使用者側委員は 5 階の労働基準部長室をご使用いただきます。

私と田原がご案内します。

○佐野部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労 使 各 側 に 分 か れ て の 個 別 協 議〕

【専門部会再開】

○佐野部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労・使双方と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意に至りませんでした。

公益側は、これ以上、個別の協議を重ねても労使双方の歩み寄りには期待できないと判断しました。したがって、公益としては、公益(案)を示し、採決を取らせていただきたいと思います。

事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○足立室長

現在の委員の出欠状況は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で議決権のある者は、部会長を除く 8 名となります。なお、議決の結果、賛否が同数となった場合には部会長に決議いただくこととなります。

○佐野部会長

それでは、「滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金」は、現行の時間額 1,046 円を 53 円引上げ、時間額 1,099 円に改正したいと思います。

これに賛同していただけるか否かについて、採決を行いたいと思います。

採決は挙手で行いますので、賛成、反対、いずれか一方に挙手をお願いします。

それでは、今回の提案に対して賛成の委員は、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

結果は、賛成多数で結審しました。

これにより、現行の時間額 1,046 円を 53 円引上げ、時間額 1,099 円で、審議会に報告します。

事務局は、「専門部会報告書(案)」の作成をお願いしますが、どれぐらい時間が

必要ですか。

○足立室長

12 時 45 分までには作成できます。

○佐野部会長

それでは、「専門部会報告書（案）」ができる 12 時 45 分まで、休会とします。

【専門部会休会】

【専門部会再開】

○佐野部会長

専門部会を再開します。

では、「専門部会報告書（案）」の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金専門部会

部会長 佐野洋史

滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 26 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、

別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1 時間 1,099 円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○佐野部会長

ただ今の「専門部会報告（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔質問等なし〕

ないようでしたら、これをもって、令和7年度 滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金専門部会報告とし、10 月 29 日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告しますので、（案）をとって、日付欄に今日の日付を入れてください。

事務局は、専門部会報告後の取り扱いについて、説明してください。

○足立室長

ただいま決定しました専門部会報告から効力発生までの流れについて、ご説明いたします。

専門部会報告を10月29日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告し、専門部会報告書について審議いただき、審議会において採決し、滋賀地方最低賃金審議会会長から滋賀労働局長に答申されることになります。

答申後は、最低賃金法第15条第3項の準用による第11条第1項に基づき、当日中に答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月13日までとなります。

異議申出があった場合は、11月14日に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に

係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、11月28日に改正決定の官報公示を行い、12月28日から効力が生じることとなります。

以上です。

○佐野部会長

ただ今の事務局からの説明に質問等がありますか。

〔質問等なし。〕

ないようですので、最後に、青木労働基準部長からご挨拶があります。

○青木部長

皆さま、お疲れさまでした。

本日、第3回の専門部会で結審しましたこと、そして各側委員の皆さまのご決断に心から感謝を申し上げます。

結審しました改正額につきましては、法定どおりの発効に向けて事務処理を進めてまいりますとともに改正後の特定最低賃金額について、関係業種の事業主と労働者に周知と履行確保が図られますよう万全を尽くしていきたいと考えておりますので、今後ともお力添えをよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○佐野部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○足立室長

事務局から滋賀地方最低賃金審議会、本審委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を10月29日（水）午前10時からこの会場で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いします。

また、異議申出があった場合は、11月14日（金）午前10時00分からこの会場で異議に係る審議を行いますので、こちらの日程も確保をよろしくお願いいたします。

なお、14日の審議会開催の有無は、11月13日午後6時までにメールで全委員にお知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしくお願いします。

以上です。

○佐野部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することができましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和7年度 滋賀県窯業土石製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。